

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
保税蔵置場許可申請書（C-3120）	保税蔵置場許可申請書（C-3120）
(省略)	(同左)
「 <u>蔵置する貨物の種類</u> 」欄には、蔵置される貨物を以下の区分により記載する。なお、下記(1)から(3)までに規定する区分の場合には、輸入若しくは輸出又は輸出入の区分も加えて記載する（例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物）。	「 <u>蔵置する貨物の種類</u> 」欄には、蔵置される貨物を以下の区分により記載し、輸入若しくは輸出又は輸出入の区分も加えて記載する（例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物）。
(1) 一般貨物 下記(2)から <u>(5)</u> までに掲げる貨物以外の貨物	(1) 一般貨物 下記(2)から <u>(4)</u> までに掲げる貨物以外の貨物
(2)及び(3) (省略)	(2)及び(3) (同左)
(4) 通販貨物 <u>関税法施行令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物</u>	(4) (新設)
(5) (省略)	(5) (省略)
(注) 税関関係手数料令第2条第1項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第1の税率が無税（関税定率法第12条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第44.03項から第44.13項までに掲げる木材のみを蔵置する水域の場合については、上記(1)から <u>(5)</u> までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。	(注) 税関関係手数料令第2条第1項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第1の税率が無税（関税定率法第12条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第44.03項から第44.13項までに掲げる木材のみを蔵置する水域の場合については、上記(1)から <u>(4)</u> までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。
総合保税地域許可申請書（C-3500）	総合保税地域許可申請書（C-3500）
「 <u>上記行為を行おうとする貨物の種類</u> 」欄には、 <u>関税法第62条の8第1項各号に掲げる行為を行おうとする貨物の種類を記載する。</u>	(新設)
なお、同項第1号に掲げる行為を行おうとする貨物の種類に係る記載については、前記「保税蔵置場許可申請書（C-3120）」に規定されているところに従うものとする。	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)</p> <p>I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (省略)</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書上段の記載要領></p> <p><u>申告種別符号</u>欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。 (注) (省略) (省略)</p> <p>「宛先」欄には、申告書を提出する税関官署の長の名称（例えば、○○税関○○出張所長）を記載する。 (省略)</p> <p>「仕出人住所氏名」の欄には、輸入される貨物に係る仕入書に荷送人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p><u>なお、輸入される貨物が通信販売貨物（通信販売（関税法施行令第59条第1項第6号に規定する通信販売をいう。以下同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた荷送人等により外国から日本国内に宛てて発送されたものをいう。以下同じ。）に該当する場合において、「仕出人（外国における取引上の当事者）には、当該貨物の販売者のほか、その委託を受けた仕出国における荷送人等を含む。ただし、通信販売貨物がその販売者から委託を受けた荷送人等により発送された場合において、当該荷送人等が、自ら発送した貨物について輸入（納税）申告書に記載すべき事項及びこれに関連する事項である貨物の輸入者名、品名、性質、形状、数量又は価格を把握していないため、貨物の内容に責任を負うことができないときは、当該荷送人等は、外国における取引上の当事者に該当しない。</u></p> <p><u>「税関事務管理人」欄には、税関事務管理人を定めている場合に、当該申告を処理する税関事務管理人の氏名及び受理番号（「税関事務管理人届出書」（C-7500）に記載される受理番号をいう。）を記載する。</u></p> <p><u>税関事務管理人を定める必要がない場合には、当該欄の記載を要しない。</u></p>	<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)</p> <p>I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (同左)</p> <p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書上段の記載要領></p> <p><u>申告種別符号</u>欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。 (注) (同左) (同左)</p> <p>「<u>あて先</u>」欄には、申告書を提出する税関官署の長の名称（例えば、○○税関○○出張所長）を記載する。 (同左)</p> <p>「<u>仕出人住所氏名</u>」の欄には、輸入される貨物に係る仕入書に荷送人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</p>
	(新設)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「<u>蔵置場所（都道府県名）</u>」欄には、現に貨物を蔵置している場所（例えば保税蔵置場の名称）及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけ等の保税地域以外の場所である場合は、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等（例えば、本船扱いにあっては接岸岸壁名、ふ中扱いにあってははしけだまりの名称及びはしけ名（2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」））を記載する。</p> <p>「<u>蔵入、移入又は総保入先</u>」欄には、<u>蔵（移・総保）入れ</u>の承認申請の場合にのみ記載するものとし、蔵入れ若しくは移入れしようとする保税蔵置場若しくは保税工場又は総保入れしようとする貨物施設（関税法基本通達62の8-1(1)に規定する貨物施設をいう。）の所在地（都市名）及び名称を記載する。なお、1申請で蔵入先、移入先又は総保入先が2か所以上ある場合は全て記載する。</p> <p>「<u>通販貨物等識別</u>」欄には、輸入される貨物が該当する貨物の類型の右枠内に×印を記入する。</p> <p>(注) 貨物の類型の意義は、次のとおりである。</p> <p><u>通信販売貨物</u>：通信販売により購入された後、その貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送された貨物</p> <p><u>F S利用貨物</u>：E Cプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配達完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物</p> <p><u>その他の貨物</u>：輸入貨物のうち、通信販売貨物及びF S利用貨物以外のもの</p> <p>「<u>プラットフォームの名称等</u>」欄には、輸入される貨物が通信販売貨物である場合に、その通信販売において利用されたプラットフォーム（関税法施</p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>蔵置場所（都道府県名）</u>」欄には、現に貨物を蔵置している場所（例えば保税蔵置場の名称）及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合は、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等（例えば、本船扱いにあっては接岸岸壁名、ふ中扱いにあっては<u>はしけだまりの名称及びはしけ名</u>（2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」））を記載する。</p> <p>「<u>蔵入、移入又は総保入先</u>」欄には、<u>蔵入れ、移入れ又は総保入れ</u>の承認申請の場合にのみ記載するものとし、蔵入れ若しくは移入れしようとする保税蔵置場若しくは保税工場又は総保入れしようとする貨物施設（関税法基本通達62の8-1(1)に規定する貨物施設をいう。）の所在地（都市名）及び名称を記載する。なお、1申請で蔵入先、移入先又は総保入先が2か所以上ある場合はすべて記載する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>行令第59条第1項第7号に規定するプラットフォームをいう。以下同じ。)の種類について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載する。</p> <p>(1) その通信販売において利用されたプラットフォームがその提供者（運営事業者）以外の者である販売者により利用されるものであることが明らかな場合 当該プラットフォームの名称又はそれに代わる呼称</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 (その通信販売において利用されたプラットフォームが当該貨物の販売者により自ら提供されるウェブサイト等であることが明らかな場合又は当該プラットフォームの種類が明らかでない場合) 次のイからハまでに掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 当該貨物に係るプラットフォームの名称又はそれに代わる呼称</p> <p>ロ 当該プラットフォームの提供者（運営事業者）の氏名又は名称</p> <p>ハ 当該貨物の販売者の氏名又は名称</p> <p>なお、その通信販売において利用されたプラットフォーム等に関して、NACCSを利用した輸入申告に係るプラットフォーム等コードが設定されている場合には、上記(1)又は(2)に定める事項に代えて当該コードを記載することとしても差し支えない。</p> <p>「運送場所識別」欄には、1申告中の輸入される貨物に係る運送先について、該当する記載の右の枠内に×印を記入する。「運送先」とは、当該貨物に係る輸入申告時点の運送契約において、輸入の許可（関税法第73条第1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所として定められているものをいう。</p> <p>(注) 運送場所識別欄の運送先に係る記載の意義は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">輸入者住所と同じ</td> <td>: 貨物の運送先が当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と同じ場所のみである場合</td> </tr> <tr> <td>定めなし</td> <td>: 貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td> </tr> <tr> <td>1箇所</td> <td>: 貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。）が1箇所ある場合</td> </tr> <tr> <td>複数箇所</td> <td>: 貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする</td> </tr> </table>	輸入者住所と同じ	: 貨物の運送先が当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と同じ場所のみである場合	定めなし	: 貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	1箇所	: 貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。）が1箇所ある場合	複数箇所	: 貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする	(新設)
輸入者住所と同じ	: 貨物の運送先が当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と同じ場所のみである場合								
定めなし	: 貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合								
1箇所	: 貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。）が1箇所ある場合								
複数箇所	: 貨物の運送先（当該貨物を輸入しようとする								

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>者の住所又は居所と異なるものに限る。) が複数箇所ある場合</p> <p>なお、一の貨物について経由地を含めて2以上の運送される場所がある場合には、そのうち最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。</p> <p>運送場所識別が「輸入者住所と同じ」又は「定めなし」に該当する場合は、「貨物運送先」の各欄の記載を要しない。</p> <p>運送場所識別が「1箇所」に該当する場合には、その運送先について「貨物運送先」の各欄に記載する。</p> <p>運送場所識別が「複数箇所」に該当する場合には、当該申告に係る主たる貨物の運送先について「貨物運送先」の各欄に記載するとともに、運送先の一覧を「輸入申告に係る運送先一覧表」(C-5021、C-5022又はC-5023)に記載して添付する。この場合において、当該申告に係る「主たる貨物」の選択については、最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等の合理的な判断基準によるものとする。</p> <p>「貨物運送先」欄には、運送場所識別が「1箇所」又は「複数箇所」に該当する場合に、以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 貨物に係る運送契約において、運送場所の名称が定められているとき 「貨物運送先」欄の「場所」の右の枠内に×印を記入する。「所在地」、「名称等」及び「電話番号」の各欄には、それぞれその運送場所の所在地、名称及び電話番号を記載する。</p> <p>(2) 貨物に係る運送契約により運送場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称(屋号を含む。)が定められているとき(例えば、個人の住居又は商店宛ての貨物であって、運送場所(又は運送場所にある施設)の名称がないとき) 「貨物運送先」欄の「引受人」の右の枠内に×印を記入する。「所在地」、「名称等」及び「電話番号」の各欄には、それぞれその運送場所の所在地、その引渡しを受ける者の氏名又は名称及び当該者に係る電話番号を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>「船(取)卸港符号」、「船(機)籍符号」、「貿易形態別符号」、「原産国(地)符号」及び「輸入者符号」の欄には、統計基本通達25-1から25-6</p>	<p>(新設)</p> <p>(同左)</p> <p>「船(取)卸港符号」、「船(機)籍符号」、「貿易形態別符号」、「原産国(地)符号」及び「輸入者符号」の欄には、統計基本通達25-1から同25-</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
までに定められた記載要領により記載する。 (省略)			6までに定められた記載要領により記載する。 (同左)
<申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領> (省略) 「番号」欄には、税表の適用上の所属区分のうち号（ <u>6桁</u> の番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共通）を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、当該品目表に定める番号（ <u>6桁</u> ）を記載する。 (省略) 次の表に掲げる申告貨物の種類に該当する場合には、提出書類の種類に応じ、それぞれ同表に定める識別符号を細分番号（3桁）の末尾に記載する。			<申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領> (同左) 「番号」欄には、税表の適用上の所属区分のうち号（ <u>6けた</u> の番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共通）を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、当該品目表に定める番号（ <u>6けた</u> ）を記載する。 (同左) (同左)
申告貨物の種類	記載する識別符号	提出書類の種類	申告貨物の種類
① (省略)	(省略)	原産地 証明書	原産地 証明書
② (省略)	(省略)	(省略)	申告書
③ <u>CPTPP</u> によるEPA税率を適用する場合（⑤に該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第10条の3の規定に基づく <u>CPTPP</u> の原産品とされるものであることの確認を受ける物品である場合	—	C	③ <u>TPP11協定</u> によるEPA税率を適用する場合（⑤に該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第10条の3の規定に基づく <u>TPP11協定</u> の原産品とされるものであることの確認を受ける物品である場合
④EPA関税割当制度による税率を適用する場合 (⑤に該当する場合を除く。)	K	Q	④EPA関税割当制度による税率を適用する場合 (⑤に該当する場合を除く。)
⑤ <u>CPTPP</u> 関税割当制度による税率を適用する場合	—	D	⑤ <u>TPP11協定</u> 関税割当制度による税率を適用する場合
⑥ (省略)	(省略)	(省略)	⑥ (同左)
(注1) 及び (注2) (省略)			(注1) 及び (注2) (同左)
「税表細分」欄には、税表の適用上の所属区分のうち上記「番号」欄に記載した号の番号（ <u>6桁</u> ）を除いた細分番号を記載する。ただし、「輸入統			「税表細分」欄には、税表の適用上の所属区分のうち上記「番号」欄に記載した号の番号（ <u>6けた</u> ）を除いた細分番号を記載する。ただし、「輸入統

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、税表の適用上の所属区分の <u>全て</u> の番号を記載する。	品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、税表の適用上の所属区分の <u>すべて</u> の番号を記載する。
(省略)	(同左)
III その他輸入申告書等の記載要領等 (省略)	III その他輸入申告書等の記載要領等 (同左)
<蔵（移・総保）入承認申請書の記載要領等>	<蔵（移・総保）入承認申請書の記載要領等>
(1) 蔵（移・総保）入の承認申請に際しては、輸入（納税）申告書の標題、「輸入（納税）申告書」の文字を <u>抹消</u> し、ゴム印又はペン書きで「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」の表示をする。	(1) 蔵（移・総保）入の承認申請に際しては、輸入（納税）申告書の標題、「輸入（納税）申告書」の文字を <u>まっ消し</u> 、ゴム印又はペン書きで「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」の表示をする。
(2) 蔵（移・総保）入承認申請書の記載については、前記Ⅱの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、 <u>通販貨物等識別欄</u> 、 <u>プラットフォームの名称等欄</u> 、 <u>運送場所識別欄</u> 、 <u>貨物運送先の各欄</u> 、 <u>関税額欄</u> 、 <u>内国消費税等額欄</u> 及び <u>減免税条項適用区分欄</u> の記載は要しない。 なお、申請書記載事項に誤りがあったときは、修正申告書又は更正の手続によることなく、税関において是正し、又は申請者が <u>訂正</u> する。	(2) 蔵（移・総保）入承認申請書の記載については、前記Ⅱの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし <u>関税額欄</u> 、 <u>内国消費税等額欄</u> 及び <u>減免税条項適用区分欄</u> の記載は要しない。 なお、申請書記載事項に誤りがあったときは、修正申告書又は更正の手続によることなく、税関において是正し、又は申請者に <u>訂正</u> する。
(3) (省略)	(3) (同左)
(省略)	(新設)
<u>輸入申告に係る運送先一覧表</u> <u>(C-5021、5022、5023)</u>	
<u>輸入申告において、輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)の「運送場所識別」欄が「複数箇所」に該当する場合には、当該輸入申告に係る主たる貨物の運送先についてその申告書の「貨物運送先」の各欄に記載するとともに、運送先の一覧を、輸入申告に係る運送先一覧表(C-5021、5022、5023)に記載して添付する。運送先一覧表の記載は、次による。</u>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 運送先一覧表のうち和文住所用の様式（C-5021）は、運送場所の所在地の「都道府県」、「市区町村（行政区名）」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」並びに「運送場所の名称等」の各欄を和文で記載する場合に使用する。運送先一覧表のうち英文住所用の様式（C-5022又は5023）は、当該各欄を英文（半角英数字）で記載する場合に使用する。 <u>なお、1申告中に和文住所と英文住所が混在する場合には、それぞれ和文住所用の様式（C-5021）と英文住所用の様式（C-5022又は5023のいずれか）に分けて記載し、両方の様式を提出する。</u></p> <p>(2) リストの行数は必要に応じて追加するものとし、当該リストの行数の追加以外の様式の変更、編集等は行わないものとする。電子情報処理組織（NACCS）により輸入申告及び添付書類等の提出が行われたものである場合は、運送先一覧表の提出様式はExcel形式とする。</p> <p>(3) 「B/L番号／AWB番号」欄及び「輸入申告番号」欄は、いずれか一方を必ず記載する（両方の欄に記載しても差し支えない。）。 <u>このほか、様式中の各欄のうち白抜き部分の項目は必ず記載し、色刷部分（運送場所の所在地の「郵便番号」欄及び「電話番号」欄）の項目は記載の省略を認めて差し支えない。</u></p> <p>(4) 「B/L番号／AWB番号」欄は、輸入申告書の「船荷証券番号」欄に記載する番号（電子情報処理組織（NACCS）により輸入申告が行われたものである場合は、NACCSの「輸入申告事項登録」業務において「B/L番号／AWB番号」欄の繰返し1回目で入力する番号）と同じ番号を記載する。</p> <p>(5) 和文住所用の様式（C-5021）を使用する場合、運送場所の所在地の「都道府県」、「市区町村（行政区名）」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」並びに「運送場所の名称等」の各欄の表記は、日本における住所の記載の順番で記載する。英文住所用の様式（C-5022）を使用する場合、当該各欄の表記は、可能な範囲で、日本における住所の記載の順番で記載する。英文住所用の様式（C-5023）を使用する場合、「Address1」、「Address2」、「Address3」及び「Address4」の各欄には、英文住所用の様式（C-5022）を使用する場合にその「都道府県」、「市区町村（行政区名）」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」の各欄に記載すべき内容をそれぞれ記載する。 <u>「ビル名ほか」の欄には、「町域名・番地」の欄まで運送場所の所在</u></p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>地が記載しきれない場合に、その記載しきれない部分を記載する。</p> <p>(6) 「<u>名称等識別</u>」欄には、「<u>運送場所の名称等</u>」欄に「<u>運送先の場所の名称</u>」を記載する場合は「1」と記載し、「<u>運送場所の名称等</u>」欄に「<u>貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称</u>」を記載する場合は「2」と記載する。</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5025-1、-2)（輸入手続統一様式）</p> <p>（省略）</p> <p><u>輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）</u> <u>(C-5050)</u></p> <p>(1) 「<u>輸入者 住所氏名（名称及び代表者の氏名） 電話番号</u>」、「<u>仕出人 住所氏名</u>」、「<u>品名</u>」、「<u>数量</u>」及び「<u>申告価格</u>」の各欄には、「<u>別紙のとおり</u>」と記載し、申告する各貨物に係る各項目の内容を記載した一覧表を、任意の様式で添付する。 ただし、申告する全ての貨物について記載すべき内容が同一となる項目については、当該項目の欄の「<u>別紙のとおり</u>」を抹消し、その同一の内容を記載することができるものとする。</p> <p>(2) 「<u>貨物運送場所の所在地及び名称等</u>」欄には、「<u>別紙のとおり</u>」と記載し、輸入申告に係る運送先一覧表（C-5021、C-5022又はC-5023）を添付する（AWB（HAWB）番号ごとに分けて記載する。）。 ただし、申告する全ての貨物について記載すべき内容が同一の内容となる場合には、同欄の「<u>別紙のとおり</u>」を抹消し、その同一の内容を記載することができるものとする。また、申告する全ての貨物についてそれぞれの貨物に係る輸入者住所に運送する場合には、「<u>別紙のとおり</u>」を抹消し、「<u>輸入者住所と同じ</u>」と記載する。</p> <p>(3) 「<u>通販貨物等識別</u>」及び「<u>通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称等</u>」の各欄には、「<u>別紙のとおり</u>」と記載し、申告する各貨物に係る各項目の内容を記載した一覧表を、任意の様式で添付する。「<u>通販貨物</u></p>	<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5025-1、-2)（輸入手続統一様式）</p> <p>（同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等識別」及び「プラットフォームの名称等」の記載要領は、輸入（納税）<u>申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）</u>と同様とする。</p> <p>ただし、申告する貨物に通販貨物を含まない場合には、「<u>通販貨物に該当する場合、</u> <u>プラットフォームの名称等</u>」の欄の「別紙のとおり」を抹消し、「該当しない」と記載することができるものとする。</p> <p>また、申告する全ての貨物について記載すべき内容が同一となる項目については、当該項目の欄の「別紙のとおり」を抹消し、その同一の内容を記載することができるものとする。</p>	